2025 年 4 月 11 日

株式会社サイバーエージェント 2024 年度 CO2 排出量データ報告書

スコープ別 CO2 排出量（t-CO2）

✓で示す数値は、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を受けています。

データ項目	FY2024
スコープ 1	289✓
スコープ 2 （ロケーション基準）※1	12,373✓
スコープ 1+スコープ 2 排出量合計 （ロケーション基準）	**12,662✓**
スコープ 3	35,162

※1 2024 年度スコープ 2 マーケット基準の値は 11,365 (t-CO2) ✓です。

スコープ 3 カテゴリー別 CO2 排出量（t-CO2）

カテゴリー	データ項目	FY2024
1	購入した製品・サービス	16,319✓
	パブリッククラウドサービス	2,740
3	スコープ 1,2 に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	2,062✓

6	出張	10,687✓
7	通勤	2,457✓
13	リース資産（下流）	897✓

集計対象（CO2 排出量)

原則として、2024 年 9 月 30 日現在の当社（（株）サイバーエージェント）および連結子会社 89 社を対象としています。従業員数・オフィスの利用形態により影響軽微と判断できる連結子会社および一部の拠点に関しては対象外としています。集計範囲が異なるデータについては、個別に記載しています。

算定方法

スコープ 1	拠点において従業員が業務に使用している自動車の燃料（会社が費用を負担しているもの）、オフィスや小規模店舗等で利用するガスに起因する CO2 排出量を算定。 当該算定にあたっては、燃料使用量に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「ガス事業者別排出係数一覧」および「温室効果ガス排出量の算定方法」の排出係数を乗じています。
スコープ 2	当社グループのオフィス、データセンターにおける他社から供給された電気、熱の使用による間接排出を、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「電気事業者別排出係数一覧」および「熱供給事業者別排出係数一覧」を参照し算定。 電気の使用による間接排出量の算出における排出係数は以下の通りです。

	・国内拠点 マーケット基準：電気事業者別の調整後排出係数 ロケーション基準：全国平均係数 ・海外拠点 マーケット基準：国際エネルギー機関（International Energy Agency: IEA）が公表する国別の排出係数 ロケーション基準：国際エネルギー機関（International Energy Agency: IEA）が公表する国別の排出係数
スコープ 3	カテゴリー1：購入した製品・サービスに関しては、事務用品等の購入金額および広告宣伝目的のイベント関連費用に「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」の排出原単位を乗じて算定。 パブリッククラウドサービスに関しては、各サービスプロバイダーより報告された CO2 排出量を合計しています。 カテゴリー3： 燃料、電気および熱の使用量に「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」、および「LCI データベース IDEAv2」のそれぞれの排出原単位を乗じて算定。 カテゴリー6：旅費交通費に「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」の排出原単位を乗じて算定。交通手段別のデータが収集できないグループ会社 28 社（旅費交通費における構成比 3%）は、集計対象外としています。なお、旅費交通費には一部区分できない宿泊費が含まれています。

	カテゴリー7：通勤交通費に「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」の排出原単位を乗じて算定。 通勤交通費を実費で支給していないグループ会社については、通勤交通費支給額に出社率を乗じています。また、交通手段別のデータが収集できないグループ会社 8 社（通勤交通費における構成比 2%）は、集計対象外としています。 カテゴリー13：グループ会社の賃貸不動産の電気および燃料の使用量に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「電気事業者別排出係数一覧」および「ガス事業者別排出係数一覧 」の排出係数を乗じて算定。

Deloitte.
デロイト トーマツ

独立した第三者保証報告書

2025年4月11日

株式会社サイバーエージェント

代表取締役 代表執行役員 社長　藤田　晋　殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役社長　長谷 友春

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社サイバーエージェント（以下「会社」という。）が作成した「株式会社サイバーエージェント 2024年度 CO2排出量データ報告書」（以下「報告書」という。）に記載されている✓の付された2024年度のCO2排出量情報（以下「CO2排出量データ」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の規準（報告書の「算定方法」に記載）に準拠してCO2排出量データを作成する責任を負っている。また、CO2の算定は、排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」及び日本公認会計士協会の「倫理規則」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、CO2排出量データに対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準3000過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び「国際保証業務基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者への質問、証憑及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、CO2排出量データが、会社が採用した算定及び報告の規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以　上

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited